

電解二酸化マンガンを係る不当廉売関税賦課の調査の結果について

- 本日開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において、オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国から輸入される電解二酸化マンガンに対して不当廉売（アンチ・ダンピング）関税を賦課する最終的な決定がなされました。
- 昨年4月27日より行われている当該産品に係る不当廉売関税課税調査が行われ、国内産業等の損害等を緊急に防止する必要性が認められたことから本年6月14日より暫定的な不当廉売関税が賦課されていました。
- 今回の最終決定により、暫定措置がそのまま確定措置に切り替わることになります。
- 今後、改正政令の閣議決定を経て、5年間の期間で不当廉売関税の賦課が確定することになります。

（参考1）申請者は、東ソー(株)及び東ソー日商(株)。

（参考2）電解二酸化マンガンは、主に乾電池の材料として使用。

1. 不当廉売関税率（確定措置）

| 国名 | 不当廉売関税率（確定税率） |
|---------------|---------------|
| オーストラリア | 29.3% |
| スペイン | 14.0% |
| 中華人民共和国（紅星大龍） | 34.3% |
| 中華人民共和国（その他） | 46.5% |
| 南アフリカ共和国 | 14.5% |

（注）不当廉売関税は、輸出価格と輸出国の国内価格等を比較して、輸出価格が国内価格等よりも低い場合に、これを不当な廉売として、その差額（不当廉売差額）を基に賦課。ただし、中華人民共和国については、2001年のWTO加盟時の取り決めに基づく特例措置により算定。

2. 今後の予定

- 8月26日(火) 閣議
- 8月29日(金) 政令公布
- 9月 1日(月) 政令施行

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局特殊関税等調査室長 中園

担当者： 金野、磯野

電 話： 03-3501-1511 (内線 3256)

03-3501-3462 (直通)

製造産業局化学課： 武藤、太田

電 話： 03-3501-1511 (内線 3731)

03-3501-1737 (直通)

オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンをに係る不当廉売関税賦課の調査の結果について

I. 調査の経緯

平成 19 年

- ・ 1 月 31 日 東ソー日向(株)及び東ソー(株)が不当廉売関税の課税申請
- ・ 4 月 27 日 調査開始
- ・ 6 月 利害関係者等へ質問状を送付
- ・ 11 月～12 月 現地調査を実施

平成 20 年

- ・ 4 月 25 日 調査期限を 6 ヶ月延長
- ・ 6 月 6 日 関税・外国為替等審議会
- ・ 6 月 9 日 利害関係者に対し重要事実を開示
- ・ 6 月 13 日 暫定的な不当廉売関税の発動政令の公布
- ・ 6 月 14 日 暫定的な不当廉売関税の賦課（4 ヶ月）
- ・ 7 月 7 日 重要事実に対する反論期限

(参考) 暫定的な不当廉売関税の賦課

不当廉売された電解二酸化マンガンの輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、平成 20 年 6 月 14 日から、調査によって明らかになった不当廉売差額に相当する以下の暫定的な不当廉売関税を賦課（10 月 13 日までの 4 ヶ月）。

| 国 名 | | 暫定的な 不当廉売関税率 |
|---------|------|-----------------|
| オーストラリア | | 29.3% |
| スペイン | | 14.0% |
| 中国 | | 46.5% |
| | 紅星大龍 | 34.3% |
| 南アフリカ | | 14.5% |

Ⅱ. 調査結果の概要

1. 調査対象貨物

電解二酸化マンガンは、主に一次電池（マンガン電池、アルカリマンガン電池等）の正極材料として使用。その他、マッチ原料、ガラス工業用途（着色）、触媒原料にも利用される。

2. 調査対象期間

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 不当廉売輸入の事実 | 平成 18 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日 |
| 損害の事実 | 平成 16 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日 |

3. 調査対象国

オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国の 4 ヶ国

4. 不当廉売（ダンピング）された貨物の輸入の事実

(1) 不当廉売関税は、我が国への輸出価格と輸出国の国内価格等（正常価格）を比較して、輸出価格が国内価格等よりも低い場合、これを不当な廉売として、その差額（不当廉売差額）について関税を賦課するもの。

不当廉売差額は、個々の生産者から提出された証拠に基づいて、商取引の同一の段階（工場出荷段階が原則）に調整した上で算出したが、提出のなかった生産者については、調査当局が「知ることができた事実」に基づき算出した。

(2) 我が国に輸出された電解二酸化マンガンは、マンガン一次電池製造用（マンガングレード）及びアルカリ一次電池製造用（アルカリグレード）等。輸出価格と正常価格の比較にあたっては、型番（又はグレード）毎に不当廉売差額を算出した。

(3) 中国については、平成 13 年の WTO 加盟時の取り決めに基づく特例措置^(注)により算出した。

(4) 不当廉売差額は次のとおりであり、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。

各国の不当廉売の事実

| 国名 | | 不当廉売差額（輸出価格＝100） |
|-------------------|------|------------------|
| オーストラリア | | 4.1 |
| スペイン | | 1.7 |
| 中国 ^(注) | 紅星大龍 | 4.3 |
| | その他 | 7.4 |
| 南アフリカ | | 1.8 |

(注) 中国の特例措置は、中国の生産者が市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができない場合には、比較可能な最も近い経済発展段階にある国の価格を正常価格として比較を行うもの。

5. 国内産業に与える損害の事実

不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実については、4ヶ国からの輸入を全体として、①不当廉売された貨物の輸入の増加、②国産の電解二酸化マンガン価格に与える影響、③国内産業に及ぼす影響、について検討したところ、国内産業に与える損害の事実が認められた。

(1) 輸入の動向

調査対象期間の平成16年度から平成18年度にかけて、輸入が急増し、国内販売数量、市場占拠率等が減少している。

| 指数（平成16年度＝100） | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 16→18年度 変化率 |
|----------------------|--------|--------|--------|----------------|
| 4ヶ国からの輸入量 | 100 | 147 | 166 | +66 |
| 国産品の国内販売量 | 100 | 73 | 54 | ▲46 |
| 国内総需要 ^(注) | 100 | 97 | 90 | ▲10 |
| 国内産業の市場占拠率 | 100 | 75 | 60 | ▲40 |

(注) 国内総需要は、4ヶ国以外の国からの輸入を含む。

(2) 国内産業の損害

利潤、雇用等が大幅に減少しており、国内産業に損害が生じている。

| 指数（平成16年度＝100） | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 16→18年度 変化率 |
|----------------|--------|--------|--------|----------------|
| 利潤（営業利益） | 100 | ▲1852 | ▲1897 | 正→負 |
| 平均雇用人数 | 100 | 72 | 55 | ▲45 |

6. 因果関係

調査対象国以外からの輸入が僅かである等、他の要因による影響は限定的であることから、不当廉売された貨物の輸入により、国内産業に及ぼす損害の事実が認められた。

7. 価格約束

輸出者5社から価格約束の申出案が提出されたが、ガイドライン15.(3)に規定する拒否事由に該当することから、当該約束の申出案を受諾しないこととした。

Ⅲ. 不当廉売関税の賦課

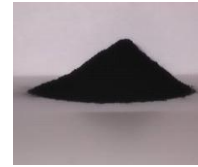
以上のように、重要事実に示した不当廉売された貨物の輸入の事実及びこれによる国内産業に与える実質的な損害等の事実について特段変更はないこと、並びに国内産業を保護する必要があることから、不当廉売関税を賦課することが適当と考えられる。(税率は暫定税率と同率。期間は5年)。

なお、本年6月14日から、暫定的な不当廉売関税が課されている貨物についても、暫定措置がとられなかったとしたならば、その輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められることから、不当廉売関税を賦課することが適当と考えられる。

I. 電解二酸化マンガン（EMD）産業の現状について

1. 電解二酸化マンガンとは

(1) 電解二酸化マンガン（EMD）は主として、一次電池（マンガン電池、アルカリマンガン電池等）の正極材料として使われる化学物質である。



その他、マッチ原料、ガラス工業用途（着色）、触媒原料などに使われている。

(2) 一次電池での使用例

①マンガン乾電池

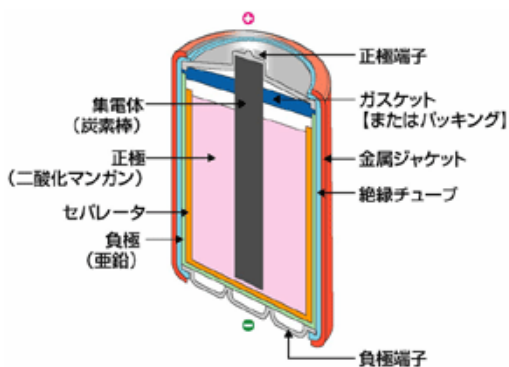
マンガン乾電池は、一次電池の一種で、正極に二酸化マンガン、負極に亜鉛、電解液に塩化亜鉛を用いたもので、外側が亜鉛缶になっている。電解液は二酸化マンガンと混合された形で使われる。負荷電流が比較的小さいリモコン、時計など、また間歇的に使用するガスコンロやストーブの点火ヒーター、懐中電灯などに用いられる。

②アルカリ乾電池

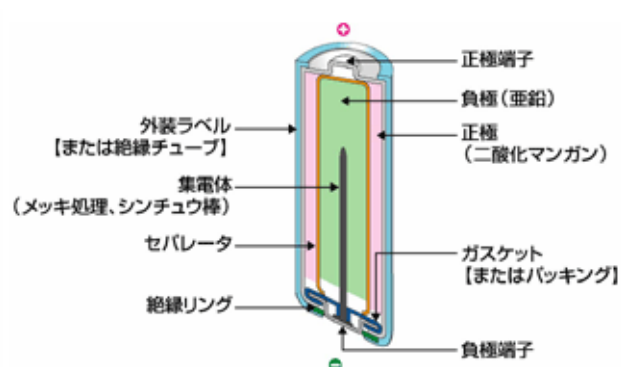
アルカリ・マンガン乾電池は、一次電池の一種で、正極に二酸化マンガンと黒鉛の粉末を混合したもの、負極に亜鉛、電解液に水酸化カリウムを用いた乾電池で、内側に亜鉛粒が配置されている。電解二酸化マンガンの内でも、高純度・高性能のものが使用されている。マンガン乾電池に比べ高いエネルギー密度を持ち、モータ駆動用、ストロボなど連続的に大きな電流を必要とする各種携帯機器に使用されている。

一次電池の構造例

<マンガン乾電池>



<アルカリ乾電池>



出典：電池工業会ホームページ

2. 電解二酸化マンガンの国内製造事業者について

- ① 東ソー(株)、東ソー日商(株) 日向工場
- ② 三井金属鉱業(株) 竹原工場

3. 電解二酸化マンガンの輸入

○電解二酸化マンガン（EMD）の輸入量の推移

(単位：トン)

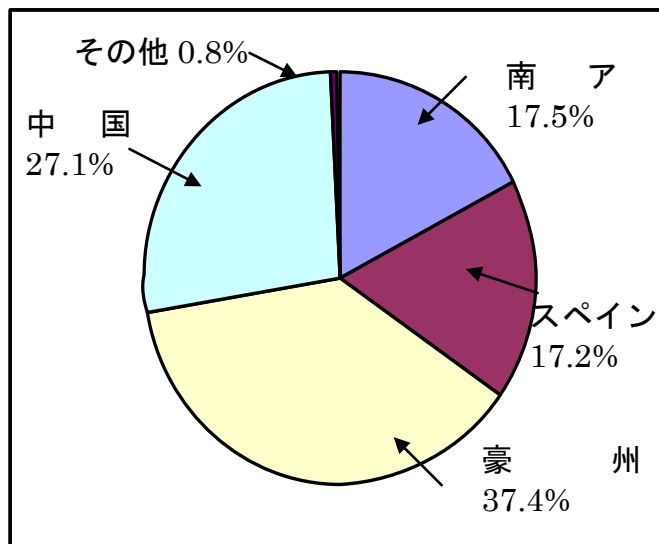
| | 2004年度 | 2005年度 | 2006年度 | 04→06年度変化率 |
|--------|--------|--------|--------|------------|
| EMD輸入量 | 9,225 | 13,457 | 15,160 | +64.3% |

貿易統計から

国内輸入は、南アフリカ、スペイン、豪州、中国の4カ国で占める。

2006年度輸入国別

| | トン | 割合(%) |
|-------|--------|-------|
| 南アフリカ | 2,654 | 17.5 |
| スペイン | 2,600 | 17.2 |
| 豪州 | 5,671 | 37.4 |
| 中国 | 4,111 | 27.1 |
| その他 | 124 | 0.8 |
| 総輸入量 | 15,160 | 100 |



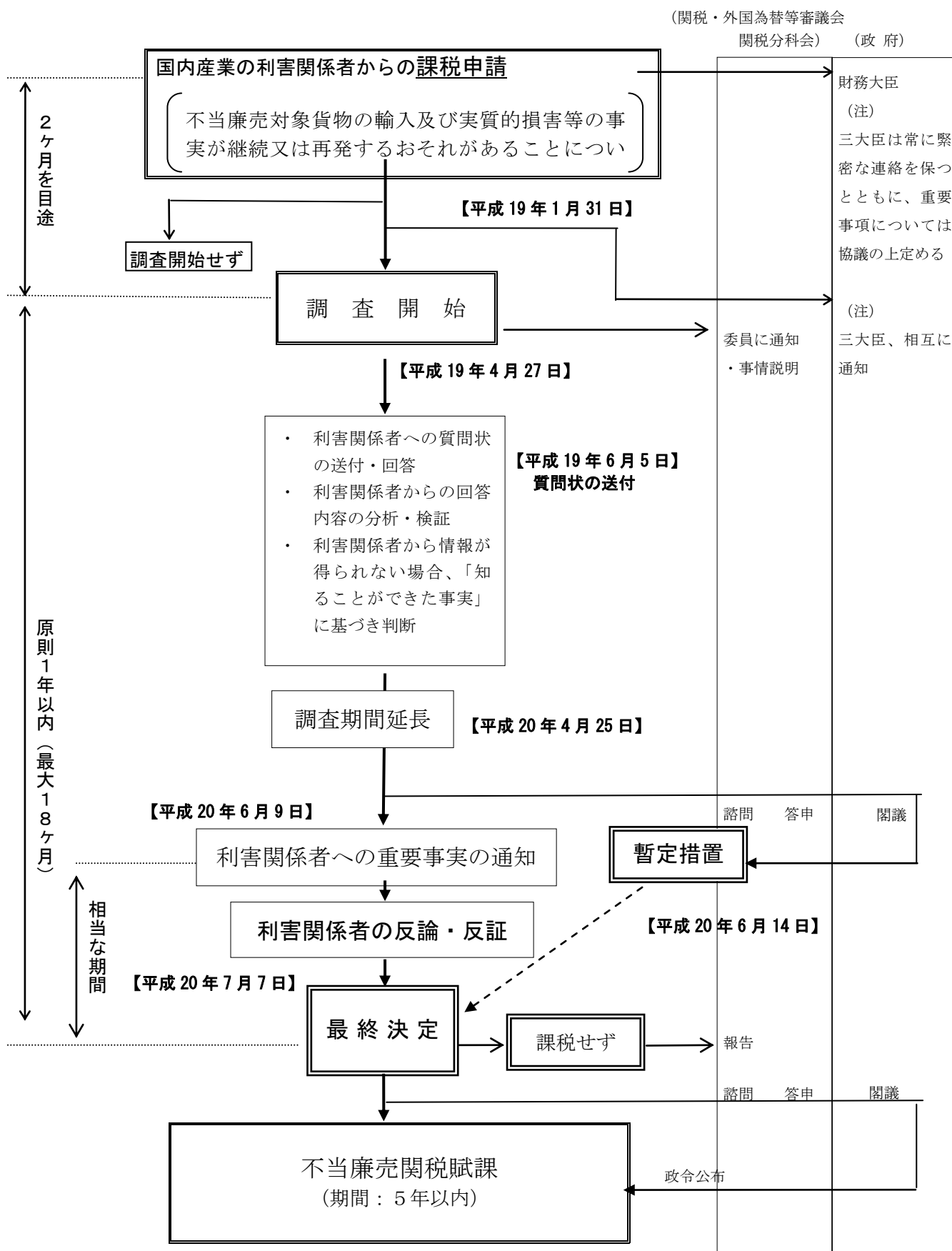
4. 電解二酸化マンガンに関する産業上の保護の必要性

電解二酸化マンガンは、乾電池等従来の用途に加え、今後は自動車の次世代バッテリー材料などの重要技術の基盤素材としての用途も見込まれている。このような中において、電解二酸化マンガンの生産能力を国内に維持することは、二酸化マンガンの継続的・安定的な供給体制を強化することとなる上、国内での電池製造事業者同士の密接な連携を可能とすることにより、電池の技術開発能力を向上させることに繋がるものであり、我が国産業の競争力維持のためにも必要となるものである。

Ⅱ. 不当廉売関税制度の概要

| 区分 | 不当廉売関税 |
|-------------|---|
| 国内法上の根拠規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関税定率法第8条 ・ 不当廉売関税に関する政令 |
| WTO協定上の根拠規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ガット第6条 ・ ダンピング防止協定 |
| 制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不当廉売された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。 |
| 適用要件 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該貨物に不当廉売の事実があること。 (ダンピング輸入の事実) (2) 当該貨物の輸入が我が国の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実があること。 (損害等の事実、因果関係) (3) 我が国産業を保護するため必要があると認められること。 (産業保護の必要性) |
| 関税措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不当廉売差額〔(正常価格)－(不当廉売価格)]と同額以下の割増関税。 |
| 発動政令の指定事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物の品名、供給者又は供給国、期間、割増関税の額 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定措置の期間は原則4月以内 ・ 確定措置の期間は原則5年間以内 |

Ⅲ. 不当廉売関税の課税手続の流れ



(注) 三大臣とは、財務大臣、産業所管大臣、経済産業大臣を指す。

IV. 暫定措置関連法令

関税定率法（明治四十三年四月十五日法律第五十四号）

（不当廉売関税）

第八条 不当廉売（貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格（以下この条において「正常価格」という。）より低い価格で輸出のために販売することをいう。以下この条において同じ。）された貨物の輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額（以下この条において「不当廉売差額」という。）と同額以下の関税（以下この条において「不当廉売関税」という。）を課することができる。

2 前項の場合のほか、不当廉売された貨物のうち、第九項の規定による措置（以下この項において「暫定措置」という。）がとられ、かつ、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ当該各号に定める期間内に輸入された指定貨物があるときは、これらの貨物について、別表の税率による関税のほか、政令で定めるところにより、不当廉売関税を課することができる。この場合において、当該暫定措置がとられていた期間内に輸入された貨物について課することができる不当廉売関税の額は、第九項第一号の規定により課された暫定的な関税又は同項第二号の規定により提供を命ぜられた担保により保証された額を限度とする。

一 その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められる貨物（暫定措置がとられなかつたとしたならばその輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものを含む。次号において同じ。）（同号及び第三号に該当するものを除く。） 暫定措置がとられていた期間

二 第八項（第十四項、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに第二十四項の規定を第三十一項において準用する場合を含む。第九項及び第三十一項において同じ。）の規定により受諾された約束の違反があつたことにより暫定措置がとられた貨物で、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるもの 暫定措置がとられた日の九十日前の日と当該約束の違反があつた日とのいずれか遅い日以後前項の規定による指定がされた日の前日までの期間

三 その輸入が短期間に大量に行われたことにより、本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせたと認められる貨物で、次に掲げる貨物のいずれかに該当し、かつ、当該輸入の時期、当該輸入に係る貨物の数量その他の状況を勘案して、前項の規定による不当廉売関税を課するだけでは本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の再発を防止することが困難であると認められるもの 暫定措置がとられた日の九十日前の日と調査開始の日とのいずれか遅い日以後前項の規定による指定がされた日の前日までの期間

イ 不当廉売されたことにより過去に本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせた貨物

ロ 当該貨物が不当廉売されたものであり、かつ、その輸入により本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が生ずることをその輸入者が知っていた又は知り得べき状態にあつたと認められる貨物

- 3 前項の不当廉売関税は、当該不当廉売関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとする。この場合において、当該貨物につき第九項第一号の規定により課された暫定的な関税が納付されているときは、当該不当廉売関税が納付されたものとみなす。
- 9 政府は、第五項の調査が開始された日から六十日を経過する日以後において、その調査の完了前においても、十分な証拠（前項の規定により受諾された約束の違反があつたときは、最大限の入手可能な情報）により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（九月以内で政令で定める期間内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、当該貨物を輸入しようとする者に対し、次のいずれかの措置をとることができる。
- 一 当該貨物の正常価格と推定される価格と不当廉売価格と推定される価格との差額に相当する額と同額以下の暫定的な関税を課すること。
 - 二 第二項の規定による不当廉売関税を保全するため、前号の暫定的な関税の額に相当する額を保証する担保の提供を命ずること。
- 11 政府は、第五項の調査が終了したときは、第二項の規定により不当廉売関税を課する場合を除き、第九項の規定により課された暫定的な関税又は提供された担保を速やかに還付し、又は解除しなければならない。同項の規定により課された暫定的な関税又は提供された担保の額が第二項の規定により課される不当廉売関税の額を超える場合における当該超える部分の暫定的な関税又は担保についても、同様とする。

V. 中国に対する特例措置の概要

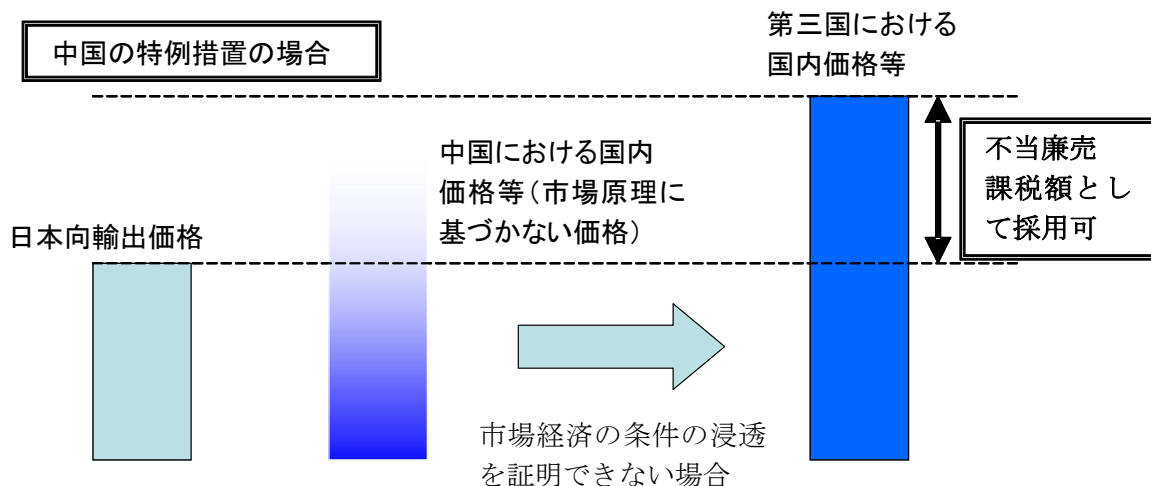
1. 概要

WTO加盟国は、中国に対する平成13年のWTO加盟の際の取り決めにより、平成28年までの間、市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができない場合は、不当廉売関税に関して特例措置を適用できるとされている。

我が国では、中国の企業を対象に不当廉売関税の課税調査を行う場合、特例措置として、調査対象企業自らが、

- ① 生産者が政府から独立して市場原理に基づき意思決定していること
- ② 市場価格での原料購入
- ③ 労働者との賃金交渉
- ④ 生産手段の自己管理
- ⑤ その他（国際会計基準に基づく会計処理）

を実証しない限り、不当廉売差額を計算する際に、輸出価格と比較する対象を中国の国内価格等ではなく、第三国での国内価格等を用いることができることとしている。



2. 本調査における特例措置の適用

本調査において、市場価格による価格決定に関する証拠を提出した中国企業は、紅星大龍1社。その企業についても、地方政府が間接的な株主となっている等、生産者の事業活動が政府から独立していないものと考えられ、市場原理により生産価格、販売価格が決定されている証拠は明確に示されなかったことなどから、特例措置を適用。

(参考) 特例措置に対する各国の対応

我が国、米国、ECは特例措置を維持。なお、中国は、各国に対し本特例措置の撤廃を働きかけており、NZ、豪州、韓国等が特例措置を撤廃。

(参考)

中国WTO加盟議定書 (WT/L/432)

第15条 補助金およびダンピングの決定に際しての価格比較可能性

「1994年のガット」、「1994年の関税および貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」（「AD協定」）および「SCM協定」は、中国を原産地としてWTO加盟国へ輸入される製品についての手続に適用される。ただし、以下の条件とも合致していることを要する。

(a) 「1994年のガット」第6条および「AD協定」の下における価格比較可能性の決定に当たり、輸入国であるWTO加盟国は、調査の対象となる産業について、中国の価格またはコストを用いるか、または以下の規則に基づき、中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いるものとする。

(i) 調査対象生産者が、同種の製品を生産している産業において、当該製品の製造、生産および販売について市場経済の条件が浸透している旨を明らかに示すことができる場合には、輸入国であるWTO加盟国は、価格比較可能性を決定するに当たり、調査の対象となる産業について中国の価格またはコストを用いる。

(ii) 調査対象生産者が、同種の製品を生産している産業において、当該製品の製造、生産および販売について市場経済の条件が浸透している旨を明らかに示すことができない場合には、輸入国であるWTO加盟国は、中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いることができる。

(中略)

(d) (中略) この条の (a) (ii) の規定は、加入後 15 年の経過をもって失効する。

不当廉売関税に関する政令 (平成 6 年 12 月 28 日政令第 416 号)

(正常価格)

第二条 法第八条第一項 に規定する政令で定める価格は、次に掲げる価格とする。

(中略)

四 当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、当該供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は当該輸入貨物の原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

(中略)

3 前項の規定にかかわらず、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下この項及び第 10 条の 2 において同じ。）又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物に法第 8 条第 1 項の規定を適用する場合において、当該輸入貨物の生産者が、当該輸入貨物と同種の貨物を生産している当該輸入貨物の原産国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（第 10 条の 2 において「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」という。）があることを明確に示すことができない場合は、第 1 項第 4 号に掲げる価格を用いることができる。

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン

(最終改正 平成 19 年 4 月 1 日)

3. 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（不当廉売関税政令第 2 条第 3 項、第 10 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項）
- (1) 不当廉売関税政令第 2 条第 3 項の規定において中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」には、以下の事実が含まれるものとする。
- 一 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該輸入貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。四において同じ。）の重大な介入がない事実
 - 二 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
 - 三 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
 - 四 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
 - 五 その他「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」について財務大臣が適当と認めるものであって、調査開始時に生産者に通知するもの
- (2) 中華人民共和国が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書第 15 節(d)の規定並びにベトナムが世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書 2 並びに作業部会報告書 255(d)及び 527 の規定により、不当廉売関税政令第 2 条第 3 項及び第 10 条の 2 の規定のうち、中華人民共和国を原産地とする特定貨物に関するものは平成 28 年 12 月 10 日まで、ベトナムを原産地とする特定貨物に関するものは平成 30 年 12 月 31 日までの間に限り適用できるものであることに留意する。

VI. 価格約束関連法令等

関税定率法（明治四十三年四月十五日法律第五十四号）

（不当廉売関税）

第八条

7 第五項の調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の輸出者は、政府に対し、当該貨物の不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束又は当該貨物の輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

不当廉売関税に関する政令（平成6年12月28日政令第416号）

（約束の申出等）

第十四条 法第八条第五項、第十三項、第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十七項の調査に係る貨物の輸出者は、同条第七項（同条第十四項前段、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに同条第二十四項の規定を同条第三十一項において準用する場合を含む。第十八条において同じ。）の規定により政府に対し約束の申出をしようとするときは、その旨、当該約束の申出の内容及び法第八条第五項の調査を完了させることを希望する場合にあってはその旨を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン

（最終改正 平成19年4月1日）

15. 約束

（3）次の各号のいずれかに該当する場合には、約束の申出を拒否することができる。

- 一 国内産業の損害が除去され得る最低価格が輸出者より提示されない場合
- 二 国内産業の損害が除去され得る措置が補助金の交付を行った輸出国における政府より提示されない場合
- 三 輸出者の約束履行が疑わしいと判断される合理的理由が存在する場合
- 四 約束の遵守状況の監視が困難になると判断される客観的事実が存在する場合
- 五 その他約束の受諾が不適切と考えられる上記に準ずる客観的な事由がある場合

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定 （アンチダンピング協定）

第八条 価格に関する約束

8. 1 当局は、ダンピングの与える損害が除去されると認める価格の修正又は関係地域に対するダンピング価格による輸出の停止についての満足すべき自発的な約束を輸出者がした場合には、暫定措置をとらず又はダンピング防止税を課することなく、手続を停止し又は取りやめることができる（注）。約束に基づく価格の引上げは、ダンピングの価格差を無くすために必要な範囲を超えるものであってはならない。ダンピングの価格差に相当する額よりも少ない額の価格の引上げが国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、当該価格の引上げの額は、その少ない額であることが望ましい。

注 「手続を停止し又は取りやめることができる」とは、8. 4に規定する場合を除くほか、価格に関する約束の実施と合わせて手続を継続することを許すものと解してはならない。

8. 3 当局が、現実の又は潜在的な輸出者が極めて多数であることその他の理由（一般的な政策上の理由を含む。）により、約束を認めることが実際的でないとする場合には、申出のあった約束を認める必要はない。この場合において、当局は、実行可能なときは、約束を認めることが適当でないとするに到った理由を輸出者に提示するものとし、また、可能な限り、輸出者に対しその点について意見を表明する機会を与える。

Ⅶ. 我が国における不当廉売関税の申請及び課税の状況

| | |
|---|---|
| <p>① 中華人民共和国、 南アフリカ共和国及 びノルウェー産フェ ロシリコマンガン</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1991. 10 日本フェロアロイ協会 課税申請 ・ 91. 11 調査開始 ・ 93. 1 中国 2 社と価格約束 ・ <u>93. 2</u> <u>中国産フェロシリコマンガンに対する不当廉売関税に関する政令施行 (不当廉売関税課税)</u> ・ 98. 1 課税期間満了 |
| <p>② パキスタン産綿糸</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1993. 12 日本紡績協会 課税申請 ・ 94. 2 調査開始 ・ <u>95. 8</u> <u>パキスタン産綿糸に対する不当廉売関税に関する政令施行 (不当廉売関税課税)</u> ・ 2000. 7 課税期間満了 |
| <p>③ 韓国及び台湾産ポ リエステル短繊維</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2001. 2 帝人等 5 社 課税申請 ・ 01. 4 調査開始 ・ <u>02. 7</u> <u>ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令施行 (不当廉売関税課税)</u> ・ 06. 6 帝人ファイバー等 3 社 課税期間延長申請 ・ 06. 8 調査開始 ・ <u>07. 6</u> <u>ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令施行 (延長)</u> |
| <p>④ オーストラリア、 スペイン、中華人民 共和国及び南アフリ カ共和国産電解二酸 化マンガン</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2007. 1 東ソー日向等 2 社 課税申請 ・ 07. 4 調査開始 ・ 08. 4 調査期限延長 ・ <u>08. 6</u> <u>電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令施行</u> |

Ⅷ. 我が国に対する不当廉売関税の課税状況

オーストラリア、中華人民共和国、南アフリカ共和国及び欧州連合による日本産品に対する不当廉売関税の課税状況（平成20年7月末現在発動中のもの）

（1）オーストラリア

| 産品 | 発動日 | 関税率 |
|---------|---------------------------|-------|
| 熱延鋼板 | 2004年4月2日 | 2.22% |
| 塩化ビニル樹脂 | 1992年10月22日 2007年10月4日 | 8% |

（出所）WTOへの通報文書

（2）中華人民共和国

| 産品 | 発動日 | 関税率 |
|--------------------------|-------------|--------------|
| 無水フタル酸 | 2003年8月31日 | 66% |
| ブチレン・ゴムSBR | 2003年9月9日 | 0-33% |
| 塩化ビニル樹脂 | 2003年9月29日 | 7-84% |
| トルエン（TDI） | 2003年11月22日 | 4-49% |
| フェノール | 2004年2月1日 | 6-144% |
| エタノールアミン | 2004年11月14日 | 74% |
| クロロプレン・ゴム | 2005年5月10日 | 2-151% |
| 水加ヒドラジン | 2005年6月17日 | 184% |
| トリクロエチレン（TCE） | 2005年7月22日 | 159% |
| ジメチル・シクロロキサン | 2006年1月16日 | 13-22% |
| フランフェノール | 2006年2月12日 | 132.20% |
| ヌルホド ^ト 類食品添加物 | 2006年5月12日 | 25-119% |
| カテコール | 2006年5月22日 | 42.86% |
| エピクロロヒドリン | 2006年6月28日 | 0-71.5% |
| ポリブチレンPBT | 2006年7月22日 | 6.2-17.31% |
| ビスフェノールA | 2007年8月30日 | 6.1-37.1% |
| メチルエチルケトン | 2007年11月22日 | 9.6-66.4% |
| 塗工印刷用紙 | 2003年8月6日 | 9-71% |
| 光ファイバー | 2005年1月1日 | 46% |
| 電解コンデンサ紙 | 2007年4月18日 | 15-40.83% |
| ステンレス冷延鋼板 | 2006年4月8日 | 17-58% |
| スパンデックス | 2006年10月13日 | 13.87-61.00% |
| アセトン | 2008年6月8日 | 6.7-51.6% |

（出所）WTOへの通報文書

（3）南アフリカ共和国

なし。

（4）欧州連合

なし。

IX. 電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税状況

(2008年4月末現在発動中のもの)

| 発動国 | 対象国 | 課税措置 (【 】内は不当廉売関税率) |
|------------------------|----------|------------------------|
| EU | 南アフリカ共和国 | 2006年12月 調査開始 |
| | | 2007年9月 暫定措置 【14.9%】 |
| | | 2008年3月 確定措置 【17.1%】 |
| 米国 | オーストラリア | 2007年9月 調査開始 |
| | | 2008年3月 暫定措置 【120.59%】 |
| | | 9月 最終決定 【83.66%】 (予定) |
| | 中華人民共和国 | 2007年9月 調査開始 |
| 2008年3月 暫定措置 【236.81%】 | | |
| | | 9月 最終決定 【149.92%】 (予定) |

(出所) WTOへの各国通報文書、各国官報、米国商務省文書

X. WTO加盟国による不当廉売関税の課税状況

| | | 発動国 | | | | | | | | | | | | | 計 | |
|------|--------|-----|-----|-----|--------|-------|-----|----|-----|------|------|---------|----|-----|------|-----|
| | | インド | 米国 | EC | アルゼンチン | 南アフリカ | トルコ | 中国 | カナダ | メキシコ | ブラジル | オーストラリア | 韓国 | 日本 | | その他 |
| 被発動国 | 中国 | 82 | 54 | 53 | 38 | 14 | 43 | 0 | 12 | 15 | 20 | 10 | 13 | 0 | 69 | 423 |
| | 韓国 | 25 | 12 | 12 | 10 | 16 | 7 | 19 | 5 | 1 | 1 | 11 | 0 | 1 | 23 | 143 |
| | 台湾 | 28 | 12 | 11 | 10 | 5 | 9 | 10 | 4 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 13 | 112 |
| | 米国 | 16 | 0 | 6 | 5 | 5 | 1 | 16 | 11 | 19 | 9 | 4 | 6 | 0 | 10 | 108 |
| | 日本 | 18 | 22 | 7 | 5 | 1 | 0 | 22 | 2 | 2 | 1 | 2 | 11 | 0 | 10 | 103 |
| | ロシア | 13 | 8 | 15 | 2 | 2 | 5 | 6 | 3 | 6 | 2 | 1 | 2 | 0 | 19 | 84 |
| | タイ | 13 | 9 | 17 | 2 | 4 | 8 | 1 | 1 | 0 | 1 | 7 | 0 | 0 | 17 | 80 |
| | インド | 0 | 11 | 16 | 5 | 12 | 8 | 4 | 3 | 1 | 3 | 0 | 2 | 0 | 13 | 78 |
| | インドネシア | 14 | 9 | 11 | 3 | 5 | 4 | 1 | 2 | 1 | 0 | 4 | 2 | 0 | 20 | 76 |
| | ブラジル | 8 | 8 | 4 | 30 | 4 | 1 | 0 | 3 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 72 |
| | ウクライナ | 4 | 6 | 11 | 2 | 1 | 4 | 1 | 3 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 11 | 50 |
| | マレーシア | 9 | 3 | 10 | 2 | 2 | 3 | 2 | 0 | 0 | 4 | 2 | 0 | 0 | 11 | 48 |
| | EC | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 7 | 44 |
| | ドイツ | 6 | 4 | 0 | 2 | 8 | 1 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 0 | 4 | 36 |
| | 南アフリカ | 5 | 8 | 3 | 6 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 5 | 34 |
| | シンガポール | 16 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 3 | 0 | 0 | 28 |
| | フランス | 3 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1 | 4 | 0 | 3 | 2 | 1 | 0 | 4 | 27 |
| | イタリア | 3 | 8 | 0 | 4 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 4 | 26 |
| | メキシコ | 2 | 8 | 3 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 6 | 26 |
| | ルーマニア | 2 | 3 | 4 | 1 | 0 | 3 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 6 | 25 |
| スペイン | 4 | 5 | 0 | 4 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 22 | |
| トルコ | 4 | 3 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 22 | |
| その他 | 52 | 48 | 58 | 26 | 31 | 15 | 7 | 20 | 14 | 20 | 16 | 6 | 1 | 68 | 382 | |
| 計 | 355 | 245 | 244 | 161 | 121 | 113 | 104 | 87 | 81 | 75 | 72 | 54 | 3 | 334 | 2049 | |

(出所) WTOホームページ (1995年1月から2007年12月末までの実績)